犬の登録

生後91日以上の犬は、市への登録が、法律で飼い主に義務付けられています。

飼い犬に関する各種申請・届出は、本庁舎総合窓口、 大和・塩沢市民センターで受け付けます。

▶新規登録

登録には飼い主・飼い犬の情報を「犬の登録申請書」に記載し、申請してください。登録手数料は1頭につき3,000円です。

市指定獣医師のいる動物病院などでは、狂犬病予防注射と同時に登録もできます。(登録のみはできません)

▶犬の転入・転出

市外から犬が転入する場合は、前所在地の鑑札を持参し、届け出てください。

市から犬が転出する場合は、転出先の市区町村に、南魚沼市の鑑札を持参し、届け出てください。

②変更

登録済みの犬を譲り受けた場合や、転居などで登録 内容が変わった場合は変更の届出が必要です。

●犬の死亡

登録している犬が死亡した場合は、死亡届を提出してください。

市の斎場でペットの火葬ができます。電話で予約してください。(南魚沼市斎場では、飼い主によるお骨拾いはできません)(全782-0527)



狂犬病予防注射

生後91日以上の犬には1年に1回、4月から6月末までに、狂犬病予防注射を受けさせることが法律で飼い主に義務付けられています。

市では毎年4月に各地区で、定期集合注射を実施しています。どの会場でも登録手続と注射を受けることができます。都合のよい会場をご利用ください。会場や日程などの詳細は、市報や市のウェブサイトをご覧ください。

予防注射は動物病院などでも受けることができます。ただし、料金は集合注射とは異なります。(別途診察代などがかかります)各動物病院にご確認ください。市指定獣医師以外の場合、獣医師から証明書(注射済証)をもらい市に提出し、狂犬病予防注射済票の交付を受けなければなりません。交付手数料は、550円です。

▶指定獣医師

犬の登録や狂犬病予防注射済票の交付を、市に代行して行う獣医師です。指定獣医師は市報6月1日号や市のウェブサイトでご確認ください。

ペット・動物愛護

特定動物の指定がある動物の飼育は、県知事の許可が必要です。また、動物取扱業を行うには、県知事に登録が必要です。

ペットに関する質問·苦情などは、お問い合わせくだ さい。

その他各種環境問題

環境基本計画・環境行動計画・温暖化対策・新エネルギー・外来種問題など、環境分野全般を担当しています。

▶墓地

問環境交通課環境交通係 ☎773-6666

墓地の経営、変更、廃止、改葬

墓地経営、墓地区域の変更・廃止、お墓に埋葬してある遺骨を別のお墓に移したり、お墓そのものを移すときには市の許可が必要です。

- (1)墓地の新設
 - ・「墓地等経営許可申請書」に関係書類を添えて、ご 提出ください。
 - ・手数料は無料
- (2)墓地の区域の変更
 - ・「墓地等変更・廃止許可申請書」に関係書類を添えて、ご提出ください。
 - ・手数料は無料
- (3) 遺骨の改葬
 - ・新しい墓地の管理者の「受け入れ証明書」、または「永代使用許可書」と、現在遺骨を埋葬してある墓地の管理者から埋葬の事実を「改葬許可申請書」に証明してもらい、ご提出ください。
 - •交付手数料 1件300円